

各位

2026年4月20日
株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木強
MAIL : info@stracap.jp

株式会社みずほフィナンシャルグループ（東証プライム：コード8411）及び株式会社オリエントコーポレーション（東証プライム：コード8585）への株主提案及び特集サイトの開設について

弊社は、INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「ファンド」といいます。）と投資一任契約を締結しており、ファンド及び弊社（以下「提案株主」と総称します。）は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほFG」といいます。）及び株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」といいます。）の議決権を300個以上6か月前から引き続き保有しています。

提案株主は、今般、両社に対し、来る6月開催予定の両社の定時株主総会において株主提案権を行使する書面を送付し、特集サイト（<https://stracap.jp/MIZUHO-ORICO/>）を開設いたしましたので、本件を公表いたします。

記

【みずほFG】

株主提案の背景

問題点（1）：みずほFGが主張するオリコの独立性に対する疑義

みずほFGはオリコの議決権を間接的に約48%保有していますが、みずほFGはオリコの独立性を主張して、オリコを連結子会社ではなく持分法適用会社としています。

しかし、オリコの歴代社長が9人連続でみずほFGの出身者であったり、みずほFGの議決権比率が実際のオリコの株主総会では50%を超えていたりするなど、オリコの独立性にはそもそも疑義があります。

問題点（2）：オリコの存在はバーゼル規制が想定しないリスク要因

オリコが真に独立しているならば、オリコは発行済株式数の5%程度の自己株式を取得するだけで、みずほFGの意思によらず、いつでもみずほFGの連結子会社となることができます。オリコが連結子会社となった場合、みずほFGのバーゼル規制上のリスク・アセットの額は3兆円以上増加すると試算されます。

問題点（3）：リスクの担い手に関するオリコとみずほFGの矛盾

オリコはみずほ FG の信用補完を利用し信用リスクを低下させ、みずほ FG はオリコをグループ外とすることで信用リスクを低下させています。つまり、オリコが抱える債権債務のリスクを最終的に負うのは、オリコの債権者に対してはみずほ FG、みずほ FG の債権者に対してはオリコと、両社で矛盾した説明を行っています。両社はこの状態を認識しながら放置しており、債権者からの信頼を失いかねない状況にあります。

以上の問題点を踏まえ、みずほ FG にはオリコの完全子会社化又はオリコ株式の全株売却による歪な現状の解消を期待します。

提案株主が提案する議題及びその概要

議題. 定款一部変更（株式会社オリエントコーポレーションの連結リスク）の件

（概要）オリコがみずほ FG の連結子会社となった場合を想定し、RWA その他の主要指標への影響を毎事業年度 1 回以上試算し、その前提と結果概要をコーポレートガバナンス報告書で開示すること。

【オリコ】

株主提案の背景

問題点（1）：支配的な株主（みずほ FG）の株式を取締役が保有していることへの懸念

オリコにとってみずほ FG は支配的な株主であり、みずほ FG とオリコの少数株主の間には構造的な利益相反リスクが存在します。しかし、オリコの飯盛取締役会長（元みずほ FG 常務）や梅宮代表取締役社長（元みずほ FG 副社長）は、みずほ FG 株式の保有状況について明確な回答を避け続けています。

問題点（2）：経営に失敗した社長による取締役会への影響力の維持

前社長で現会長の飯盛氏は、社長時代に株価はマイナス 34%、経常利益は 225 億円から 123 億円まで低下させており、本来は経営責任を問われる立場です。しかし、飯盛氏が会長になると同時に取締役会議長は社長から会長へと変更されています。本来は経営責任を問われるべき立場の人物が社長退任後も影響力を維持し、取締役会は業務執行から独立した監督体制が弱い状況です。

提案株主が提案する議題及びその概要

議題 1. 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件

（概要）取締役候補者について、みずほ FG 株式の保有の有無と保有株数を株主総会参考書類で開示すること。

議題 2. 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

（概要）取締役会議長を社外取締役から選任し、取締役会の中立性と監督機能を高めるこ

と。

各議案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/MIZUHO-ORICO/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンクをご参照ください。

以上

(添付資料①) SC がみずほ FG に提案する議題の内容 (全文) 及び理由 (全文)

(添付資料②) SC がオリコに提案する議題の内容 (全文) 及び理由 (全文)

SCがみずほFGに提案する議題の内容(全文)及び理由(全文)

※当社は株式会社みずほフィナンシャルグループ

[1] 提案する議題の内容(全文)

1. 定款一部変更(株式会社オリエントコーポレーションの連結リスク)の件
本議案は、当社の持分法適用会社とされている株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という。)が、例えば自己株式の取得を実施するなどした結果、当社の意思によらず当社の連結子会社に該当することとなる事態に備え、オリコが当社の連結子会社となった場合にバーゼル規制におけるリスク・アセットの額(以下「RWA」という。)等の主要な指標の値がいかなるものになるのかを試算して開示することを義務付けるべく、現行定款に以下の章及び条文を新設するものである。

第9章 株式会社オリエントコーポレーションの連結リスク

(意図しない連結範囲の変更に伴うリスクの試算及び開示)

第50条 当社は、株式会社オリエントコーポレーションが当社の連結子会社に該当することとなった場合に、バーゼル規制におけるリスク・アセットの額(以下「RWA」という。)ほか主要な指標(平成二十六年金融庁告示第七号別紙様式第十号に定められた「KM1:主要な指標(銀行連結・持株)」を指す。)の各項目に与える影響を、毎事業年度1回以上試算し、試算の前提及び結果の概要を、当該事業年度を対象とするコーポレートガバナンスに関する報告書において開示する。

[2] 提案する議題の理由(全文)

1. 定款一部変更(株式会社オリエントコーポレーションの連結リスク)の件
オリコは当社が間接的に約48%の議決権を保有しており、オリコによる自己株式取得等により当社の意思によらずオリコが当社の連結子会社となる可能性がある。
また、1983年以降現在までのオリコの社長9名全員が当社グループ出身者であること等から、当社がオリコを支配していると評価され、持分法適用が否定されるおそれもある。
しかし現状、当社のRWAにはオリコ株式の保有と取引に関連する僅かなリスクしか反映されておらず、仮にノンバンクであるオリコが当社の連結子会社となると、RWAが3兆円以上増加すると試算される。
バーゼル規制が想定外のリスクに備えた資本の準備を金融機関に求める規制である以上、同規制の根幹であるRWAには、オリコの連結という予見可能なリスクを反映し開示すべきである。そして、当社には、この開示を契機として、歪さの自覚及びオリコの完全子会社化又はオリコ株式の全株売却による歪な現状の解消を期待する。

以上

SC がオリコに提案する議題の内容（全文）及び理由（全文）

※当社は株式会社オリエントコーポレーション

〔1〕 提案する議題の内容（全文）

1. 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件

本議案は、当社の発行済株式総数の48%（自己株式を除く。）を保有する株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」という。）以外の当社株主（以下「少数株主」という。）を保護することを企図し、みずほ銀行の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほFG」という。）に関する当社取締役による株式保有状況を明らかにするため、現行の定款に以下の条文を新設するものである。

第4章 取締役及び取締役会

（支配株主グループ株式保有の開示）

第32条 当社は、当社の取締役選任議案を株主総会に提出する場合、株主総会参考書類における取締役選任議案の注記事項として、取締役候補者による申告に基づき、当該取締役候補者が株式会社みずほフィナンシャルグループの株式を保有するか否か、保有する場合は保有する株式数を開示する。

2. 前項の場合において、当該取締役候補者が当会社に対し、株式会社みずほフィナンシャルグループの株式保有の有無および保有する株式数に関する申告を拒否し、又は相当期間内に申告しないときは、当社は、その旨を開示することをもって前項の開示に代えることができる。

2. 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

本議案は、取締役会議長を社外取締役から選任するため、現行の定款第24条を以下の通り変更するものである。

現行定款

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の招集者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会にてあらかじめ定められた取締役がこれを招集し、議長となる。

2.前項に従い定められた取締役に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

変更案（下線は変更部分を示す）

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の招集者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会にてあらかじめ定められた社外取締役がこれを招集し、議長となる。

2.前項に従い定められた取締役に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の社外取締役が取締役会を招集し、議長となる。社外取締役全員に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、社外取締役以外の取締役が議長となる。

[2] 提案する議題の理由（全文）

1. 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件

みずほFGは、当社議決権の約48%を保有するみずほ銀行の完全親会社であり、当社の少数株主とみずほFGの間には構造的な利益相反リスクが存在する。このような状況下、当社取締役がみずほFG株式を保有している場合、当該取締役がみずほFGの株主という個人的な立場を優先し、当社の少数株主の利益を害することが懸念される。

したがって、当社の取締役候補は、選任に際してみずほFG株式の保有状況を開示のうえ、株主の判断を仰ぐべきである。

なお、提案株主は、本提案に先立ち飯盛徹夫会長および梅宮真代表取締役社長に対してみずほFG株式の保有状況を確認してその売却を求めたが、飯盛会長は保有状況について回答を拒否し、梅宮社長は保有を認めたとうえで、売却は困難と回答した。

当社取締役がみずほFGの株主との個人的立場を優先するおそれを可及的に防ぐため、少なくとも、今後の取締役候補者はみずほFG株式の保有状況を開示するべきである。

2. 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

取締役会の中立性及び監督機能を確保するためには、業務執行から独立し、経営陣と距離を保つ者が議長を務めることが望ましい。当社は、2025年4月1日付で飯盛徹夫氏を代表取締役会長とし、同年6月25日付定時株主総会において定款を変更し、会長が取締役会議長を務め得る体制とし、実際に同氏が議長に就任している。このように前社長かつ現取締役である飯盛氏が議長を務めて多大な影響力を維持するのでは、取締役会の中立性及び監督機能が妨げられる。さらに、飯盛氏は社長時代に中期経営計画の未達を繰り返し、同氏社長任期中の当社の株価はマイナス34%、経常利益は225億円から123億円まで低下しており、本来は経営責任を取り取締役を退任すべきである。

飯盛氏が当社にて取締役会議長を担うのは不適切であり、社外取締役が取締役会議長を務めることが当社のガバナンス向上に資するため、取締役会議長は社外取締役から選任すべきである。

以上